

京都府立網野高等学校体罰事象調査報告書

京都府教育委員会体罰問題特別調査チーム

平成25年3月

目 次

第Ⅰ章 調査の経過等	1
1 はじめに	
2 学校における体罰事象の把握と経過	
(1) 体罰事象の確認のための調査	
(2) 体罰調査の経過	
(3) 調査結果公表後の外部からの申し入れに係る対応	
3 体罰問題特別調査チームの調査	
第Ⅱ章 調査で判明した事実等	2
1 調査結果	
2 体罰であると確認した事象	
3 行き過ぎた指導であると確認した事象	
4 体罰又は行き過ぎた指導があったと確認されなかった事象	
第Ⅲ章 体罰の背景及びその原因等	5
1 レスリング部の指導のあり方について	
2 レスリング部を取り巻く学校運営上の課題	
(1) 体罰に対する対応	
(2) 部活動について開かれた議論ができない環境	
3 外部有識者の所見	
(1) 岡澤教授	
(2) 岩井スクールカウンセラー	
第Ⅳ章 体罰を許さない学校づくりのために	9
1 教職員の体罰についての意識改革	
2 生徒指導・部活動指導についての指導方法の改善	
3 すべての教職員による、体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという共通認識の徹底	
4 教育相談体制の整備	
5 保護者や地域社会との連携協力	

第 I 章 調査の経過等

1 はじめに

平成25年1月15日に、京都府立網野高等学校のレスリング部の保護者から、「顧問教諭による部員への体罰がある」との訴えがあり、この情報に基づき、学校はレスリング部員及び関係生徒から聞き取りをするとともに当該教諭から事実確認を行うなど調査を開始した。さらに、1月25日に、体罰に関する全校一斉アンケート調査を実施し、この結果に基づき、生徒及び当該教諭から事実確認を行い、それらの調査結果をまとめ、学校として2月4日に当該教諭の体罰について公表をしたところである。

こうした事態を受け、府教育委員会では、学校における体罰の実態把握の徹底を指示するとともに、2月1日に、教育委員会内に体罰問題特別調査チーム（以下「調査チーム」という。）を設置し、独自に調査することを決定した。調査チームは、教育企画監をチームリーダーとして、高校教育課・保健体育課・人権教育室・教職員課の職員（7名）で構成するとともに、外部有識者（3名）にも調査について意見を伺うこととした。

調査チームの調査の目的としては、

- ・ 網野高校における体罰の実態把握
 - ・ 体罰を生んだ背景・原因の究明
 - ・ 再発防止への提言
- の3点とした。

調査チームは、2月4日の公表を受けて、2月5日から網野高校の体罰について調査を開始した。以降、生徒・保護者・関係教職員延べ30人余に聞き取りを行い、当該教諭に事実確認しながら調査を進めるとともに、併せて外部有識者にも生徒や関係教職員に面接調査を実施いただくなど、それぞれの専門分野から、今回の体罰事象の背景等について分析をしていただいた。

去る3月18日に外部有識者からの意見もあわせて、網野高校における体罰の実態、その背景、再発防止に向けた提言をまとめたところである。

二度と同じような体罰を起こさせないために、教育関係者においては、この報告書を参考に、体罰を許さない学校づくりのための取組を進めていただきたいと考える。

2 学校における体罰事象の把握と経過

(1) 体罰事象の確認のための調査

■ 1月21日(月)・22日(火)・24日(木)

レスリング部員及び関係教職員からの聞き取り調査の実施

(2) 体罰調査の経過

■ 1月25日(金)

全校生徒を対象に体罰に関するアンケート調査の実施

■ 1月26日(土)・28日(月)・29日(火)・2月1日(金)

関係生徒及び関係教職員からの聞き取り調査の実施

■ 2月4日(月) 網野高校による体罰調査結果の公表

(3) 調査結果公表後の外部からの申し入れに係る対応

- 2月5日(火)・6日(水)・7日(木)
外部からの申し入れ3件に対する内容確認等
- 2月14日(木)
上記内容に係る当該教諭からの事実確認

3 体罰問題特別調査チームの調査

- (1) 現校長及び副校長からの事実確認及び体罰調査の点検
 - ・ 2月5日(火)・20日(水)・3月2日(土)
- (2) 在校生レスリング部員及び関係教職員からの聞き取り
 - ・ 2月20日(水)
- (3) 在校生レスリング部員の保護者(保護者会10名)からの聞き取り
 - ・ 2月24日(日)
- (4) 卒業生等レスリング部員の保護者4名からの聞き取り等
 - ・ 3月1日(金)・2日(土)・5日(火)・11日(月)
- (5) 当該教諭からの事実確認
 - ・ 3月1日(金)・4日(月)・5日(火)
- (6) 外部有識者による調査等
 - ア 当該教諭との面談 2月26日(火)
対応：岡澤祥訓奈良教育大学教授
 - イ 被害生徒及び関係教員との面談 3月2日(土)
対応：岩井秀世スクールカウンセラー
- (7) 外部有識者会議の開催
 - ・ 有識者からの意見聴取 3月18日(月)
出席者：置田文夫弁護士、岡澤祥訓奈良教育大学教授
岩井秀世スクールカウンセラー(事前意見聴取)

第Ⅱ章 調査で判明した事実等

1 調査結果

今回、網野高等学校レスリング部顧問による体罰との訴えや申し入れ、目撃情報があった事象12件について調査した結果、体罰と確認した事象7件、体罰に至らず行き過ぎた指導と確認した事象3件、体罰又は行き過ぎた指導があったと確認されなかった事象2件であった。

以下、事例ごとに調査チームの調査結果を報告する。

なお、行き過ぎた指導も不適切な指導であり、調査チームとして決して容認するものではない。

2 体罰であると確認した事象

- (1) 文化祭における体罰…事例1
 - ア 日 時 平成24年9月4日
 - イ 場 所 体育館倉庫
 - ウ 被害生徒 1年男子レスリング部員
 - エ 調査の結果

- 文化祭での当該生徒の不真面目な行動等について、個別に注意した際に突き飛ばし膝蹴りをした。
- 被害生徒は体罰とは受け止めていないが、他の部員やその他の生徒の目撃証言もあり、また当該教諭も聞き取り調査の中で、突き飛ばす、膝蹴りをするなどの体罰を認めている。

(2) 部活動指導中の体罰…事例 2

ア 日 時 平成23年12月中旬（全日本選手権前）の部活動中
 イ 場 所 小体育館レスリング場
 ウ 被害生徒 3年男子レスリング部員
 エ 調査結果

- 大会前に非常に厳しく追い込んだ練習をする中、気合を入れる意味で平手で叩いた。
- 被害生徒は体罰とは受け止めていないが、レスリング部員の目撃証言もあり、また当該教諭も聞き取り調査の中でスパarring中に平手打ちをしたと、体罰を認めている。

(3) 部活動指導中の体罰…事例 3

ア 日 時 平成21・22年度の部活動中
 イ 場 所 小体育館レスリング場
 ウ 被害生徒 当時2・3年男子レスリング部員
 エ 調査結果

- 非常に厳しく追い込んだ練習をする中、気合を入れる意味で平手で叩き、口の中を切った。
- 当該教諭は聞き取り調査の中で、スパarring中に平手打ちをしたと、体罰を認めている。

(4) 生徒指導中の体罰…事例 4

ア 日 時 平成22年10月
 イ 場 所 当該教諭自宅
 ウ 被害生徒 当時2年男子レスリング部員
 エ 調査結果

- 下宿で携帯電話使用に係るルールを破ったことに対して、顔を平手で叩いた。
- 当該教諭は聞き取り調査の中で体罰を認めている。

(5) 部活動指導中の体罰…事例 5

ア 日 時 平成22年1月
 イ 場 所 小体育館レスリング場
 ウ 被害生徒 当時2年男子レスリング部員
 エ 調査結果

- スパarring練習中に平手で叩き、口の中を切った。
- 当該教諭は聞き取り調査の中で体罰を認めている。

(6) 部活動指導中の体罰…事例 6

ア 日 時 平成20年11月、12月
イ 場 所 小体育館レスリング場
ウ 被害生徒 当時2年男子レスリング部員
エ 調査結果

- 非常に厳しく追い込んだ練習をする中、気合を入れる意味で平手で叩いた。
- 当該教諭は聞き取り調査の中で、スパーリング中に平手打ちをしたと、体罰を認めている。

(7) 部活動指導中の体罰…事例 7

ア 日 時 平成16年1学期
イ 場 所 小体育館レスリング場
ウ 被害生徒 当時1年男子レスリング部員
エ 調査結果

- 練習で長時間にわたるブリッジをさせたり、スパーリング中に暴力的な指導をしたとの指摘があった。
- 当該教諭は長時間にわたる過酷なブリッジをさせたと体罰を認めている。また、練習中の過度のスパーリングについても行き過ぎた指導と認めている。

3 行き過ぎた指導であると確認した事象

(1) 部活動指導中の行き過ぎた指導…事例 8

ア 日 時 平成24年
イ 場 所 小体育館レスリング場
ウ 被害生徒 現役レスリング部員
エ 調査結果

- 練習中に棒でマットを叩いたり、椅子を蹴り上げたりと、部員を威圧するような行き過ぎた行為を行ったことを当該教諭も認めている。

(2) 部活動指導中の行き過ぎた指導…事例 9

ア 日 時 平成21年1学期
イ 場 所 小体育館レスリング場
ウ 被害生徒 当時1年男子レスリング部員
エ 調査結果

- スパーリング中に顔面に頭突きをしたり、暴力的な指導をしたとの指摘があった。
- 当該教諭は体罰については否定したが、練習中の過度のスパーリングについて行き過ぎた指導と認めている。

(3) 部活動指導中の行き過ぎた指導…事例10

ア 日 時 平成19年
イ 場 所 小体育館レスリング場
ウ 被害生徒 当時1年男子レスリング部員
エ 調査結果

- 本人の意志に反して、厳しく追い込んだ練習をさせたが、生徒・保護者からの体罰との訴えはなく、当該教諭も体罰については否定している。過度の練習については行き過ぎた指導と認めている。

4 体罰又は行き過ぎた指導があったと確認されなかった事象

(1) スキー実習中の体罰…事例11

- ア 日 時 平成23年のスキー研修
- イ 場 所 スキー場
- ウ 被害生徒 3年生徒（当時1年）
- エ 調査結果

- 生徒からのアンケート調査で「スキー研修開校式中に、私語をやめるよう、臀部を蹴られた。」との指摘があったが、体罰としての訴えはなく、当該教諭も否定した。

(2) 練習中の体罰…事例12

- ア 日 時 平成23年夏
- イ 場 所 小体育館レスリング場
- ウ 被害生徒 不明
- エ 調査結果

- 生徒からのアンケート調査で「部活動中に当該教諭がほうきで部員の背中を叩いているのを目撃した」との指摘があったが、生徒からの体罰としての訴えはなく、当該教諭も否定した。

第三章 体罰の背景及びその原因等

1 レスリング部の指導のあり方について

当該教諭は、レスリング部の指導において、先にあげた体罰事象以外にも棒でマットをバンと叩いたり、座って見ていてとなりの椅子を蹴り、部員をピシッとさせるなど、威圧的な指導を行っていたことを認めている。

当時は、このような行為は体罰あるいは行き過ぎた指導とは認識しておらず、厳しい指導の一環であると考えていた。体罰の背景にこうした指導観が根深く存在していたものと考えられる。

また、「全員に同じレベルの練習をしたため、厳しすぎると思った生徒もいたかもしれない。個人の力量に応じて配慮すべきだった。」とも認めており、個人の能力を分析しながら、それぞれの課題に応じた練習を計画するといった配慮に欠けていたと考えられる。

もちろん多くの生徒は、当該教諭の本来持っているレスリングに対する指導技術の高さもあって、こうした指導を受け入れ、信頼関係を築いていたものであるが、厳しい練習に耐えられず、また指導方針が理解できないと退部していった生徒もいることから、当該教諭の指導方法についてはその改善が必要であると判断する。

また、ことばによる威圧的な指導もいくつか確認できたが、練習や試合中に、指導者が生徒に様々な言葉かけを行い、生徒に課題があればその克服方法についてしっかり理解できるようにていねいに説明することが求められる。当該教諭にあっては、信頼関係があれば体罰も容認されると思込み、独善的に指導にあたった面が見られる。そのため、顧問の指導方法を容認できず退部をしていった生徒や保護者からは厳しい批判が出されている。

2 レスリング部を取り巻く学校運営上の課題

(1) 体罰に対する対応

当該教諭は、平成14年度に、地元の中学校から網野高校に異動してきている。すでにその時点で網野高校のレスリング部には実績もあり、当該教諭もその実績を引き継ぐ決意を持って指導に当たってきたものと考えられる。

そうした中、平成16年度の体罰事象については、当時、当該教諭と管理職が保護者に謝罪し、校長判断で「行き過ぎた指導」という形で処理し、府教育委員会には報告されていなかった。

そのため、当該教諭は、練習中のレスリングの指導の中で叩く行為は「指導の範囲」と受けとめるにとどまるなど、当該教諭に対する指導がきわめて不十分であったと言わざるを得ない。

今回の学校における調査で、当初当該教諭が体罰と受け止めていなかったことは、こうしたことが背景にあったと考えられる。

全国大会を目指す部活動としての勝利至上主義的な指導に重点が置かれ、厳しい指導について行けない生徒の中には退部した者がいたにもかかわらず、その指導方法や体制について、学校として点検できていなかったと言わざるを得ない。

(2) 部活動について開かれた議論ができない環境

網野高校のレスリング部については、全国大会・インターハイでの優勝、卒業生のオリンピックへの出場・メダル獲得、世界選手権チャンピオンの輩出など、過去に優れた実績を上げてきている。その数は小規模のレスリング部にかかわらず、大変大きなものがあり、他の教職員が意見する環境ではなかった。

また、レスリング部は同校の小体育館で固定的、単独的に練習していることも、閉鎖性を生み出す要因と考えられる。実際、小体育館では体操部とレスリング部のみの練習となっており、他の部活動部員や顧問の目が少なかったとされる。

こうした結果、管理職を含め周りの教職員がレスリング部の指導や練習を確認したり、議論することができにくい環境になっていたと考えられる。

また、網野高校のレスリング部員の大学等への進路については、過去の全国大会等での実績もあり、多くの大学から推薦入学の申し出がある一方、当該教諭からも積極的に大学関係者に働きかけ、生徒の進路保障につなげてきた。

その結果、生徒の進路指導に実績を持つ当該教諭の指導方法に対しては、生徒や保護者が意見や要望を言いにくくなるという状況が生み出されていったことが考えられる。

3 外部有識者の所見

(1) 岡澤教授

(7) 「今回の事案や体罰に関する認識・理解について」

当該教諭は、7件の行き過ぎた指導があったことは認めているが、レスリングの指導に関しては、体罰を与えているとの認識はなかったと考えられる。指摘の行き過ぎた指導が、体罰にあたると言われれば、そのように受け取られるのかということで認めたとと思われる。ただ、文化祭でレスリング部の生徒が問題を起こした件に対する生徒指導は体罰であったと認識している。自分が指導している部活の部員が起こした問題に、部員だからこそ許せないと考えたのだと思われるが、多くの運動部活動指導者は同様であろうと考える。

以上のことから、当該教諭は部員に対しては厳しい指導を行っていたが体罰という認識は当初、ほとんどなかったように思うが、現段階では、認識の甘さを反省している。また、自分が体罰を受けた経験は殆どないと話しており、体罰に偏った指導を行っていたとは思えないが、レスリング部の部員に対しての言動は、外部から見ればかなり厳しく見えたと思われる。

結果的に、体罰が禁止されていることはもちろん理解しながら、厳しい指導と体罰との「線引き」に対する認識が甘かったものと思料する。

(イ) 「教員としての資質について」

優れたレスリング選手の育成、日常生活指導に関して、当該教諭は自らの役割を果たすために、厳しく選手や生徒に接してきたと思う。役割を意識し過ぎたため、行き過ぎた指導があったと思料する。多くの保健体育科教員は運動部活動の指導と生徒指導に過大な役割を期待されており、この役割を果たそうという思いが強過ぎるとも感じる。方法論として行き過ぎた部分があったということは否定できないが、生徒を教育しようという思いやその行動力からみると熱心な教員であることは言うまでもない。トップ選手の指導が、そのまま学校教育の場では通用しないことをもう少し認識することにより、より優れた教師になれると確信する。

(ウ) 「部活動指導者としての資質について」

優れた選手を育成しており、技術指導や体カトレーニングの指導に関してもかなり優れていると思う。また、選手をレスリングに動機づける方法に関しても、一方的に叱るだけで選手のやる気を維持することは難しいので、それなりにフォローしていたと考える。自宅に下宿している選手のストレスを考え、選手が食事を終えた後に帰宅するなど配慮もしていたようである。

優れた指導者ではあるが、全ての選手が自分の指導についていける、ついてくるということではなく、厳しい指導に馴染まない選手にどのように対処するのかということは、難しい問題ではあるけれども、今後研修して

いくべき課題であろうかと思う。今回は行き過ぎた指導があり、体罰にあたるということですが、選手のメンタル面に関する指導法等を研修されれば、より素晴らしい指導者になると考える。

(イ) 「今後に向けた意識や行動に関わる変化等について」

面接の最後に、今後はどのような状況であれ、体罰を使った指導は行わないことを確認しました。それだけではなく、「今後はこの教訓を踏まえ、体罰に頼らない指導のあり方を研究、研修して、他の運動部指導者や生活指導の教師に体罰を用いない指導が有効であることを指導できる教師になってください」という提案をしたところ、快諾された。

今後は、可能な限り選手や生徒の主体性を尊重し、指導できる教員に成長してくれるものと思料する。

(オ) 総括（総合的な所見）

当該教諭は優れた選手を育成するための優れた指導技術を有していると思う。しかしながら、まだ自律できていない選手に身体的にも精神的にも厳しいトレーニングをさせる上で、行き過ぎた指導があったということだと推量する。

多くの競技スポーツの指導者は「勝つこと」を要求され、そのためには「体罰も必要である」という考え方が、指導者だけではなく保護者等にも存在する状況の中で、徐々に行き過ぎた指導方法に流されていったものと考えられる。これは、当該教諭一人に責任があるのではなく、体罰的指導を容認してきた競技スポーツ界全体の問題であると思うし、と同時に、選手を動機づける（選手のモチベーションを高める）方法の一つとされてきた「体罰」の問題点を明らかにし、自らが進んで鍛え、練習するような選手を育成するための指導法を私達研究者も確立できるよう努力、研鑽する必要があることを自覚しなければならない。

体罰はいかなる理由があってもしてはならないし、ましてや許されない指導方法であり、この原則に従って、部活動においては、優れた選手を育成すること、生徒指導にあってもルールを守るという規範意識を育てることが指導者として教師としての役割である。「選手に即効性を求めるのではなく、理解させるために時間をかけること、待つことが必要であり、指導者の理想を押しつけるのではなく、生徒や選手が彼らの夢にチャレンジすることを支えてやるのが指導である。」ことを私自身、当該教諭との面接で再認識し、きっと当該教諭自身も同じように感じてくれたものと確信している。

当該教諭は、もともと体罰に偏った指導を行うような指導者、教師ではなかったと思うが、今後はこの教訓を踏まえ、生徒や選手の主体性を尊重した指導や教育を行ってくれる教師へとステップアップしてくれると信じている。

(2) 岩井スクールカウンセラー

目標の高いクラブであるため、指導が厳しいことは当たり前で、指導者や生徒がそれを慣例として踏襲してきたことが伺えた。最初からその構えを持

って入部している生徒が多く、それが生徒たちの誇りでもあり、厳しさに対する閾値が高いと思われる。

指導体制は、一定の厳しい指導をする顧問と、生徒の状態に応じてサポートする副顧問がおり、厳しいだけでなく個々の状況に目配りをする体制があったことが、推測された。

現在は、指導者を失って部活動が停滞気味であり、生徒の将来への不安が高い状態である。また突然指導を任された副顧問にとっても、指導者を失った喪失感が強い上に試合の責任が重くのしかかっている。早い解決が望ましいと感じた。

生徒が自ら、体罰に抗議する力をつけることは大切と思うが、厳しさが慣例として踏襲されている場合や、顧問の存在が大きく生徒が依存的になり考えなくなってしまった場合は、その実現はすぐには難しいと思われる。まず先に大人が自ら自分の言動を振り返り、新しい認識のもとで、生徒に指導者の言動の意味を伝えていくことが必要ではないかと思う。

生徒の面談から、周囲の大人（教師・指導者や保護者）を頼りにしていることがわかるので、大人がどのような認識を持って生徒に接しているかが大事なところで、以前からの慣例であるからと、大人が考えるのをやめしまうと、形だけを生徒が踏襲するように思われる。時代の変化、生徒の気質の変化もあるので、指導者が思考し続けること、それをわかりやすく伝えることで、生徒にあるべき姿（モデル）を提示できるのではと思いました。

第IV章 体罰を許さない学校づくりのために

府教育委員会では、これまで毎年、体罰やセクシャルハラスメントの防止などについて校長を通じて指導してきたところである。

また、部活動指導についても、府高等学校体育連盟や各競技団体とも連携しながら指導者研修を行ってきたところである。

しかし、今回の網野高校の体罰事象の背景には、教職員や管理職の認識をはじめとした多くの課題が見られるとともに、生徒（部員）・保護者が顧問の指導方法に対する疑問や不安を抱えていても、学校以外の第三者に相談できるような体制がなかった。こうした課題解決のために、以下のとおり教職員の意識改革、生徒指導や部活動における指導方法の改善などに積極的に取り組む必要がある。

- 1 教職員の体罰についての意識改革
 - ・コンプライアンス意識の向上
 - ・校内研修への体罰防止研修の位置づけ
 - ・管理職に対する研修機会の設定

- 2 生徒指導・部活動指導についての指導方法の改善
 - ・指導力向上のための研修会・講演会等の実施
 - ・特にスポーツ科学に基づく指導方法についての研修の充実
 - ・教職員相互が指導方法について注意・指摘し合える環境作り

- 3 すべての教職員による、体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという共通認識の徹底
 - ・ 体罰防止等を含めた教職員の人権意識の高揚に向けた研修の充実
 - ・ 定期的なアンケート調査等の実施

- 4 教育相談体制の整備
 - ・ 総合教育センター等への児童生徒・保護者の相談窓口の設置
 - ・ 総合教育センター等への指導に悩む教員の相談窓口の設置
 - ・ 各校における体罰相談窓口の設置

- 5 保護者や地域社会との連携協力
 - ・ 学校を地域社会に開くことで、地域の協力を得ながら指導に当たること
 - ・ 部活動等については、専門性の高い見識をもった外部指導者等を導入すること